

## 議案第3号関係

### 福島町国民健康保険条例の一部改正について

#### 1. 提案の理由について

分娩時の医療事故によって発生した重度脳性まひの子どもなどを保障する制度として、新たに産科医療保障制度が導入されたことを受けて、出産育児一時金の引き上げを目的に健康保険法施行令の一部が改正されました。

このようなことから、町においても出産育児一時金の引き上げをするため福島町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

#### 2. 改正の内容について

##### (1) 出産育児一時金について

| 区 分 | 改 正 内 容  |
|-----|--|
| 改正前 | 350,000円   |
| 改正後 | 350,000円に加え、但し書き条項で、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算し、380,000円を上限に支給する。 |

#### 3. 施行期日について

##### (1) 施行期日

平成21年1月1日から施行する。

##### (2) 経過措置

改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。